

【閣議決定事項のフォローアップ報告資料】

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

参考資料  
 (規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)  
 (平成24年6月29日)より農業分野について抜粋・加工)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
3. 農業分野									
①	農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査に着手し、現在調査結果の集計中である。また、調査結果の集計の結果、更に問題点を把握する必要がある場合は追加調査も検討する。		△	○重点フォローアップ項目(別紙参照)	・別紙参照
②	農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討>	地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省	市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則(以下「農振法施行規則」という。)第4条の4第1項第27号の規定に基づき策定する計画については、農用地区域からの除外の厳格化を図る観点から、 ① 同計画に定める施設を農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定すること ② 同計画に定める施設が農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証すること 等の新たな要件を、農振法施行規則の一部を改正する省令(平成21年12月15日施行)により定めたとある。 現在農林水産省において、市町村が行う定期的な検証に係る調査を実施しているところ。		△	○農林水産省における事例の検証について、引き続きフォローする必要がある。	
③	農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)	優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査に着手し、現在調査結果の集計中である。また、調査結果の集計の結果、更に問題点を把握する必要がある場合は追加調査も検討する。 なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事録の作製・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組が徹底されるよう、「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」(平成23年10月12日付け23経営第1970号農地政策課長通知)を発出し、各農業委員会の取組状況を確認した上で、その結果を平成24年度予算の配分に反映することとしている。		△	○重点フォローアップ項目(別紙参照)	・別紙参照
④	農地の賃借の許可の迅速化	意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省	「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)を平成22年12月に改正し、標準処理期間の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等農地法第3条の許可について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底した。	左記の通知を发出後、標準処理期間の公表状況や設定日数等についての調査を行い、取組が不十分な農業委員会に対して追加指導を実施した。その結果、平成22年6月末と平成23年7月末を比較して、標準処理期間の設定日数が約1日短縮(27.8日→27.1日)されるとともに、標準処理期間を公表している農業委員会数が349から1589に増加した。	○		

- (○) 閣議決定の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの※1
- (◇) 閣議決定では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの※2
- (△) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われたもの※3
- (×) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われていないもの※4

【注(解釈)】

- ※1 閣議決定を受けて、検討や論点整理だけでなく、何らかの措置が行われ、事案そのものが既に解決したもの
- ※2 閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、結論として当面は特段の措置は行わないとされたもの
- ※3 閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、更なる検討が行われているなど、引き続き何らかの動きが見込まれるもの
- ※4 閣議決定を受けても、検討や論点整理が行われていないもの

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑤	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し	独禁法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独禁法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、連合会や1県1農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。	平成22年度中検討・結論	公正取引委員会、農林水産省	<p>(公正取引委員会) 公正取引委員会は、農林水産省と連携して、農業協同組合等の農畜産物の販売事業及び生産資材の購買事業の取引実態についてヒアリングを行うなど、実態の把握と検証を実施した。その結果、農業者は依然として大企業に伍して競争し又は大企業と対等に取引を行うことのできる状況にはないこと、農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材購入について自らの判断で取引先を選択できること、適用除外制度があるために規制できない農業協同組合等の問題行為は特段認められなかったこと等から、平成23年4月までに、当該検証の結果としては、適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論に至った。 ただし、農業分野において競争政策上の問題が生じないようにするため、農林水産省に対し、行政指導等により農業分野における事業者の公正かつ自由な競争を制限又は阻害すること等のないよう適正な対応を要請した。</p> <p>(農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、農業の健全な発展が阻害されているおそれがないかという観点から、平成22年度中に実態の把握と検証を実施し、公正取引委員会は、農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論に至っている。 また、農林水産省は、公正取引委員会からの指摘を受けて、「品目別生産コスト縮減戦略」を修正し、コスト縮減の取組としての農協系統の取扱商品の例示をより一般的なものとした。</p>		◇	○本件について公正取引委員会、農林水産省とも「○」を主張。	
			現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不公正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。	逐次実施		<p>(公正取引委員会) 公正取引委員会は、従来から、農業協同組合等による独占禁止法違反行為に適切かつ迅速に対処しているところである。平成22年7月14日には、農業協同組合の組合員で構成される生産出荷組合に対して、独占禁止法第8条第4号(平成22年改正前の第8条第1項第4号)に違反するおそれがあるものとして警告を行った。 また、従来から、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」に係る説明会等を開催するなどして、農業協同組合等による不公正な取引方法などの未然防止のための説明等を行っているところ、前記事件等を踏まえ、委員や幹部職員による全国各地における有識者との懇談会での説明を行っているほか、農業分野における独占禁止法遵守徹底のための関係者への講演・適切な対応要請(農林水産省との連携による「平成23年度農協指導・一斉調査担当者会議」(平成23年8月10日)、各地方農政局ブロック会議(平成23年10月17日以降計8件)及び「平成24年度農協指導・一斉調査担当者会議」(平成24年4月26日予定)並びに商系事業者団体への説明(10月5日以降計11件))を行うなどの啓発普及措置を講じている。</p> <p>(農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携して、地方農政局及び都道府県並びに農協系統組織に対し、農業分野における独占禁止法上及び競争政策上の留意事項の周知徹底を図るとともに、行政指導等により農業分野における事業者の公正な競争を制限又は阻害すること等のないよう適正な対応を要請することにより、啓発普及措置を講じている(「平成23年度都道府県農協指導担当者会議」(平成23年8月10日)、各地方農政局ブロック会議(平成23年10月～11月計8か所)及び「平成24年度都道府県農協指導担当者会議」(平成24年4月26日予定))。</p>		△	○農業協同組合等による不公正な取引方法の未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合の対応について、引き続きフォローする必要がある。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑥	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。	平成22年度中検討・結論	金融庁、農林水産省	(金融庁、農林水産省) 金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で定める要請検査の実施に係る基準・指針」を策定し、公表した(平成23年5月13日)。 また、金融庁(財務局)の検査体制の整備に関しては、当該検査に対応するため平成23年度に財務局定員が増員された。 農林水産省においても、金融庁及び都道府県と連携して検査を行うため平成23年度に検査官が増員された。 平成23年度より、同基準・指針に基づき、金融庁の検査ノウハウも活用しつつ、貯金者保護及び組織の適正なガバナンス確保の観点から、農協検査の実効性を高めた。		○	○重点フォローアップ項目(別紙参照)	・別紙参照
		併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。	平成22年度中措置						
⑦	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	組合員資格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る。	1年に1回以上実施	農林水産省	農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「組合員資格確認日」と「組合員資格確認方法」の欄を追加した。 また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を策定し、1年に1回以上組合員資格を定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続等を行うことを求めるなど監督手法を規定した。	省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。 国が対処すべき、1年に1回以上組合員資格を確認することを求める旨の監督指針改正を了しており、今後、仮に違反する農協があれば、これを監督する都道府県知事により是正する仕組みが構築されている。	○		
		土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。	逐次実施						

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑧	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)	農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。	平成22年度中検討・結論	農林水産省	廃止の方針を決定済であるが、法律改正事項であることから、改正の時期等を検討している。 なお、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」において、「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえ、地区重複農協設立の認可に際しては「あくまで最終的な判断は行政庁が下すことに留意する必要がある」旨を規定した。		△	○「農協中央会協議」条項の廃止の方針について結論を出しており、速やかに法改正を行うべきである。	・「農協中央会協議」条項の廃止について、できる限り早期に法律改正案を国会に提出する。
⑨	農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止	政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省	農業共済組合連合会及び農業共済組合を所管する都道府県に対し、平成22年1月に「農業共済団体における政治的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21経営第5390号経営局長通知)を发出しており、同通知の趣旨が徹底されるよう国主催の会議(平成22年4月15日、平成23年5月20日)等を通じて、農業共済団体を指導している。 また、全国土地改良事業団体連合会に対し、平成22年1月15日に「土地改良区等における政治的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21農振第1733号農林水産省農村振興局長通知)の通知を发出し、同連合会に適切な対応を求めるとともに、会員たる都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区等に同通知を周知したところ。	土地改良区に対して同通知の趣旨が徹底されるよう地方農政局を通じて、土地改良区等を指導する都道府県に、平成22年1月下旬に文書を发出するとともに、国主催の会議(平成22年5月18日から6月11日にかけて開催)において周知したところ。	○		
⑩	農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し)	保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。	戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業共済制度については、平成22年度予算編成の際に行われた4大臣合意において、戸別所得補償制度の本格実施に併せて、共済制度のあり方を抜本的に見直すこととされており、戸別所得補償制度の法制化を前提として、検討を行うこととしている。		△	○戸別所得補償制度の法制化時に、閣議決定事項が履行されるかについて、農林水産省の対応をフォローする必要がある。	
⑪	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示の改正)	家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ふん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。	平成22年度中目途に結論	農林水産省	たい肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を化成肥料の原料として使用する際の安全性について、「食品健康影響評価について(回答)」(平成23年5月12日付け府食第380号)において食品安全委員会から「食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する」と示され、適切に施用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると結論づけられたところ。現在、告示の改正に向け、所要の手続を行っている。		△	○「公定規格の見直し」について結論は出しており、速やかに告示改正を行うべきである。	・たい肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を化成肥料の原料に加える普通肥料の公定規格の見直しについて、できる限り早期に告示改正を行う。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑫	市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)	市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発許可制度の運用について、農業振興及び市街化の抑制を両立させる観点から、必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。	平成22年度中着手	国土交通省	ガイドラインとして「市街化調整区域における農産物直売所の開発行為に係る開発許可の取扱いについて(技術的助言)」(平成23年5月25日付け国都開第3号)を各開発許可権者あてに発出し、国の考え方(技術的助言)と、各開発許可権者の運用状況を示した。		○		
⑬	農地法の規制緩和について<農業振興目的(体験型農業施設駐車場等)での転用規制の緩和>	農林水産省は、昨年12月に施行された改正農地法の施行状況等を勘案し、農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、農業振興目的での農地転用について不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省	「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第4の8の(1)の規定に基づき、都道府県知事等が行う2ヘクタール以下の農地転用許可事務の実態について、国の担当者が各都道府県に出向き、農地転用許可に係る決裁書類を閲覧する調査方法により、平成22年度から平成23年度にかけて調査を実施し、体験型農業施設駐車場に係る不適切な事例は認められなかった。		○		
⑭	畜産の新規事業実施について<地元の協力の要件の明確化>	畜産(養豚所等)の新規事業を立ち上げる際の補助事業(強い農業づくり交付金)について、強い農業づくり交付金実施要領に事業採択を行う都道府県知事や市町村長など地域を所管する行政当局と事業の実施者が周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整することに関する規定を追加し手続きの明確化を図る。	平成23年度中措置	農林水産省	強い農業づくり交付金実施要領の平成23年度予算に係る改正において、左記の対処方針で示された手続きを明確にしたところであり、その旨を都道府県に対して周知するよう、地方農政局等に指示したところ。(「強い農業づくり交付金実施要領の制定について」平成17年4月1日付け16生産第8262号大臣官房国際部長・総合食料局長・生産局長・経営局長通知(平成23年4月1日改正))	本措置については、都道府県に対して、平成23年度の実施に当たり周知を図ったところであるが、毎年度周知に努めていく。	○		
⑮	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)	食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。	平成22年度検討開始	消費者庁	食用植物油の原料原産地の義務化に関する検討のため、その原材料の主要産地や輸入量等の流通状況について消費者委員会食品表示部会に報告を行った(平成22年7月21日)。原料原産地表示全体については、消費者庁の食品表示一元化検討会の中で、消費者・学識経験者・事業者の委員によって、義務化の是非について議論しているところ。		△	○消費者委員会食品表示部会において、食用油における議論がなされたが、「原料の産地が品質に大きく反映されていると言えるか、整理すべきではないか」との論点が示された。 ○結論を得る時期が決まっていない。	・消費者庁の食品表示一元化検討会における原料原産地表示全体に関する検討結果を踏まえ、食用油の原料原産地表示の義務化についてできる限り早期に結論を得る。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑬	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・できる限り早期に結論	消費者庁、農林水産省	(消費者庁) 平成22年10月から玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始し、平成23年7月1日に農産物検査の有無にかかわらず都道府県名等の産地表示ができるよう玄米及び精米品質表示基準を改正した。産年・品種については、農産物検査法に基づく証明書以外の証明方法に関する手法について関係者等の意見聴取を実施し、消費者委員会食品表示部会に報告(平成24年2月20日、3月28日)するなど、引き続き検討を行っている。		△	○消費者委員会食品表示部会において、米の「産年・品種」についての議論はなされており、推移を見守っているところ。	・消費者委員会食品表示部会における検討結果を踏まえ、産年・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の証明方法に関する手法について、できる限り早期に結論を得る。
		登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。	平成22年度上期措置		(農林水産省) 平成22年8月5日に、登録検査機関を適切に指導・監督するよう地方農政局長宛てに「農産物検査の公正かつ円滑な検査の実施について」(平成22年8月5日付け22総食第423号総合食料局長通知)を発出した。 例年、米検査の前までに、登録検査機関への検査指導の一環として、地方農政局担当課長等宛てに通知している「平成23年米穀の検査指導留意事項について」(平成23年8月8日付け事務連絡)に、当該内容について盛り込むことで周知徹底を図っている。	(農林水産省) 従来より登録検査機関に対する監査において、検査請求に対し遅滞なく農産物検査が行われているか確認し、不適正な事項があれば是正措置等を行うこととなり、引き続き、検査前の指導等を通じた周知徹底と併せ、監査における確認を行っていくこととする。			

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項									
3	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年中措置	農林水産省	「農地利用集積円滑化事業規程の承認要件について」(平成22年11月4日付け22経営第4204号経営局長通知)にて、市町村が農地利用集積円滑化事業規程を承認するにあたり、農地利用集積円滑化事業の事業実施地域が重複することとなっても、重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでなければ、事業規程の承認をすることができる旨の通知を行い、農地利用集積円滑化事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図った。	左記の通知については、当省ホームページに掲載し、更なる周知を図った。	○		
4	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年中措置	農林水産省	就農研修資金の運用を担う各都道府県に対して、民間企業が行う研修についても貸付対象から除外していないことを内容とした通知文書(「就農支援資金(就農研修資金)の貸付対象となる研修について」(平成22年11月30日付け22経営第4649号経営局人材育成課長通知))を発売した。	当省ホームページでの掲載による周知を継続的に行い、民間企業が行う研修を受講したい就農希望者に対する就農研修資金の貸付けが実施されている。	○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
3. 農林・地域活性化分野									
①	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向け検討し結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省	レンネットに関する海外の規制や製造方法、流通実態等を調査した上で、平成23年12月9日に輸入禁止の解除の方針について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で専門家から意見を聴き、EU内での規制の状況等について追加調査が必要との指摘を受けたので、今後速やかに調査を行った上で、再度検討を行う。		△	○平成23年度中に結論まで至らなかった。追加調査を実施した上で、早期に検討・結論を得る必要がある。	・EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除に向け、追加調査を行い、その結果を検討しできる限り早期に結論を得る。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
3. 農林・地域活性化分野									
①	認定農業者制度の見直し	PDCAサイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。	平成23年度中措置	農林水産省	認定農業者制度については、①人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられた者を認定農業者として認定していく、②新たな農業経営指標を用いて経営改善計画の自己チェックを徹底する、といった見直しを行い、平成24年3月30日に関係通知についてパブリックコメントを実施したところ。今後は、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて、最終的に通知を発出することとしている。		△	○意欲のある農家を育成するという点で、認定基準について、更なる見直しの余地があるのではないか。	・認定基準について、更なる見直しを含めた検討を行い、できる限り早期に結論を得る。
②	我が国酪農の競争力強化のための見直し	全量委託の例外(生産者団体に部分的に販売委託し、それ以外は自己処理し販売を認める)拡大について、下記に関し検討し、結論を得る。 -処理に関する共同実施方式の導入 -指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和	平成23年度中検討・結論	農林水産省	平成23年9月下旬から10月中旬にかけて、現在部分委託やプレミアム乳価取引※を行っている酪農家及び全国9指定団体に対するアンケート調査を実施し、全量委託の例外による取引の現状等を把握するとともに、同年11月までに10軒の酪農家等及び5指定団体を訪問し、全量委託の例外の拡大、指定団体の業務運営に関する要望等についてのヒアリングを実施した。その結果も踏まえ、処理に関する共同実施方式の導入や指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和、意欲ある生産者等の多様な活動を促すための指定団体の取組等について新たに定めた『指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について』の一部改正について(平成24年3月28日付け23生畜第2731号農林水産省生産局長通知)を指定団体宛てに発出した。 ※ 付加価値の高い生乳を生産することにより、通常よりも高値で取引される。		○		
		意欲ある生産者やその団体の多様な活動を促すよう、指定団体の業務運営の在り方について、指定団体制度の趣旨も踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論				○		
③	国家貿易制度の見直し	麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。	麦については平成23年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。乳製品については平成23年中措置。	農林水産省	〈麦〉 麦については、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)及び「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定)に基づき、平成24年3月30日に「食品産業の将来ビジョン」が策定されたことを踏まえ、検討を開始し、平成24年度中を目途に結論を得る予定である。 〈乳製品〉 乳製品の国家貿易については、これまで原則としてSBS方式を導入していなかった、バター又は脱脂粉乳について、これらの品目の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入を行う際にはSBS方式の導入を図ることとした。このため、乳製品の国家貿易を担う独立行政法人農畜産業振興機構宛てに本件SBS方式導入拡大についての「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第13条第1項及び第16条第2項の規定に基づく指定乳製品等の輸入及び売渡しの業務の実施に係る要請について」(平成23年12月22日付け農林水産省生産局長通知)を発出した。 これに従い、本年2月16日に(独)農畜産業振興機構が24年度の乳製品の国家貿易として2,000tのSBS方式によるバターの輸入・売渡入札を実施した。		△	○農林水産省においては、平成24年度中を目途に結論を得る予定とのことであるが、速やかに通知の発出等の措置を行うべきである。	・麦の国家貿易について、できる限り早期にSBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。
④	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し	ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、平成24年度中に結論	農林水産省	実際の園芸用施設の設置工事におけるコンクリート打設工法等について、現場の実態を把握するため、関係団体等から情報収集を行っている。今後、更に情報収集に努め、平成24年度中に結論を得る予定である。		△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑤	土地改良事業の効率化	土地改良区について、維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施を促進する。	平成23年度中措置	農林水産省	土地改良区が行う維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施が促進されるよう、土地改良区等を指導する都道府県に対して、通知(「土地改良区が行う土地改良事業の効率化について(平成23年12月27日付け23農振第2148号農村振興局土地改良企画課長通知」))を发出した。	左記通知を发出した後、地方農政局が主催する担当者会議等を活用し、土地改良区等を指導する都道府県に対して、同通知の趣旨の更なる周知を図った。	○		
⑥	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し	農林業者が狩猟免許なくても囲いわなを用いて狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務受託した農地・林地(土地所有者の了解を得ているものに限る)も含むこととする。	平成23年中措置	環境省	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」の一部改正について(平成23年9月12日付け環自野発第110912005号自然環境局長通知)で各都道府県知事宛通知しており、措置済み。		○		
		構造改革特区で認められている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を全国展開することで、農林業組合等の法人が一定の要件を満たして許可を受ければ、狩猟免許を持たない個人等の農林業者でも、捕獲作業の従事者として、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を補助者として行うことができるようにする。	平成23年度中措置		「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、平成23年9月5日付け環境省告示第59号で改正を行っており、措置済み。	○			
⑦	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。	平成23年度検討開始、できる限り早期に措置	環境省	平成23年12月から、業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度について、文献調査やヒアリングによる事例収集等により検討に着手。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・できる限り早期に業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。
⑧	農地基本台帳整備の促進	農業経営の基盤となる農地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、改正農地法で義務付けられた農地相続時の届出が適確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。	平成23年度上期措置	農林水産省	「市町村に対する農地の相続時の届出制度の周知徹底について」(平成23年9月13日付け23経営第1771号経営局農地政策課長通知)を发出し、農地の相続時の届出制度の確実な運用を図る観点から、死亡届の提出先である市町村の戸籍担当に対して、農業委員会と連携し、農地を相続した場合の届出手続を死亡関連届出一覧に含めるよう依頼するとともに、当該制度の周知徹底を図った。	左記の通知については、当省ホームページに掲載し、更なる周知を図った。	○		
⑨	市民農園開設に係る基準の見直し	①耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと ②自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であること について、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を发出する。	平成23年中措置	農林水産省	規制・制度改革に係る追加方針における決定内容を踏まえ、耕作放棄地の解消のための市民農園の活用や、市民農園で生産された農作物の販売の取扱いについて、関係機関に平成23年12月中に通知(「耕作放棄地の解消に向けた市民農園の積極的な活用及び市民農園で生産された余剰農産物の販売について(平成23年12月22日付け23農振第1970号農村振興局長通知」))を发出した。		○		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑩	農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化	農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組を進める。 すなわち、農協の農業経営支援機能の強化や個々の組合員の収益力の強化に向けた主体的な取組を推進することとし、その中で、組合員の意思を踏まえつつ、事業の効率的運営を行うことにより、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減にも取り組む。 かかる取組についての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組を早急に開始する。	平成23年度以降順次計画策定、以降計画に沿って措置	農林水産省	農協が中長期計画等の策定に際して、農業経営支援機能の強化、組合員の収益力の強化、事業の効率的運営による農業関係事業部門の収支改善等に向けた主体的な取組を計画的に進めるよう、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を平成24年3月28日付けで改正し、通知を発出した。		○		
		農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験を有する者等の理事への登用などを進める。	平成23年度中措置						
⑪	契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大	都道府県の負担の有無にかかわらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業(契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業)の対象として取り扱われるよう措置する。	平成23年中措置	農林水産省	本事業については、平成23年3月1日に全面施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用に関する法律」(平成22年法律第67号)における特例規定に基づき、指定産地内外を問わず、リレー出荷に取り組む生産者についても支援対象とするとともに、この際、資金造成に係る都道府県の負担をなくすことができるようにした。 さらに、23年度予算において、野菜の契約取引における価格・数量の変動に伴う収入減少に対応し、都道府県負担がなく、また産地に関わりなく活用できるモデル事業を開始した。	平成23年4月以降、(独)農畜産業振興機構が主催するブロック会議(都道府県、出荷団体等が対象)等において周知した。 本措置の活用が促進されるよう、引き続き、説明会等において生産者等への周知に努めている。	○		
		本事業については、生産地がどこであっても利用できるようにする。	平成23年度中措置						

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化	<p>農林水産業信用保証保険制度(以下「農林水保険」という。)と中小企業信用保証制度(以下「中小保険」という。)に係る課題は以下であるところ、</p> <p>①農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が保証対象を実態上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている、</p> <p>②金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる、</p> <p>③両制度の保険対象が不明確であり、利便性が損なわれている、</p> <p>④基金協会の保証料率が資金ごとに一律となっており、利用者の経営努力が反映されない、</p> <p>こうした課題に対応するため、現行の中小保険及び農林水保険による連携を強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課題の改善に両省で取り組む。具体的には、</p> <p>①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。</p> <p>②利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。</p>	<p>平成23年度中措置</p> <p>平成23年度着手、できる限り早期に措置</p>	<p>農林水産省、経済産業省</p> <p>(農林水産省) ①農林水産省では、基金協会の役員等が参集する全国会議(平成23年6月20日「農業信用保証運営協議会」)等に出席して、銀行等の一層の利用促進を周知しており、今後も機会ある毎に、こうした場を活用しながら、農業者等の円滑な資金調達に資するため引き続き利用促進の方針を徹底する。さらに、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域の金融機関の取組状況について、経済産業省の協力を得て、2月15日、16日及び3月1日、2日に実態把握を行った。 (経済産業省) ①銀行等による基金協会利用が進んでいない地域に対して、農林水産省及び経済産業省が協力し、2月15～16日、3月1～2日に地域金融機関に対してヒアリングによる実態調査を実施した。</p> <p>(農林水産省、経済産業省) ②平成23年9月30日に基金協会の管理実務担当者向けの研修会が開催され、同研修会の中で、社団法人全国信用保証協会連合会の担当者を講師として、保証協会の現状等を含めた研修を実施。今後、一層の利用者の利便性の向上を図る観点から、引き続きこうした研修の場を活用し、互いのスキル向上に資することとして参りたい。</p>	<p>(農林水産省) 全国会議に出席し、銀行等の一層の利用促進を周知したものの、引き続き、会議の場や現地で意見交換等を行う際に、更なる周知徹底に努めていく。</p> <p>(農林水産省、経済産業省) 引き続き、利用者の利便性向上の観点から、互いの制度について研修等の場を通じて理解を深めスキル向上に努めていく。</p>	○			

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑫		③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点から踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	平成23年度着手、できる限り早期に措置	(農林水産省、経済産業省) ③上述のとおり実施した実態調査による事例の収集等、他業態から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした事例集の作成に着手し、同事例集を活用して利用者の利便性が損なわれないように事業者や金融機関等に周知徹底を図っていく。 さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者の負担軽減等が図られるよう、基金協会と保証協会間での連携強化を改めて周知徹底する文書を、同事例集作成後できる限り早期に主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引受けのための体制を構築する。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、できる限り早期に事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制をできる限り早期に構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点から踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制をできる限り早期に構築する。	
		④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度中に結論	(農林水産省) ④農林水産省は基金協会の保証料率の見直し等について、経済産業省から中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を得つつ、保険機関でもある独立行政法人農林漁業信用基金の次期中期目標(平成25年度～)とも連動させた上で、平成23年度から関係機関と十分協議し、平成24年度中に一定の結論を得る。 (経済産業省) ④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省からは、中小企業CRDの制度設計に関する情報提供等を行う。					△